



注意が必要な健康食品

適切に選択し利用を

生活 バイロット

「健康食品」と呼ばれるものについて法律上の定義はなく、広く健康の保持増進に資する食品として販売・利用されるもの全般を指します。しかし市場の拡大とともに、摂取後の体調不良といった相談も寄せられています。健康食品を利用するときは、適切な選択をする必要があります。

【事例1】

だるさが続き、皮膚も黄色っぽくなったため病院に行った。血液検査をすると、肝臓や胆道の病気の変化を示す値が上昇していた。2〜3カ月ほど前から3種のサプリメントを摂取していたが、



これをやめると数値は減少した。薬物性肝障害と診断され、1カ月ほど入院した。

【事例2】

定期購入したダイエット用の青汁を飲んだら初日から便が緩くなり、3日間やめたら治った。解約したいが、6回の継続購入後の対応となると言われた。

【アドバイス】健康食

品を摂取して、倦怠感、食欲不振、発熱、黄疸、発疹などの症状が続く場合は摂取をやめ、速やかに医療機関を受診しましょう。まれに薬物性肝障害を発症することもあります。

インターネット通販で購入した場合は、クーリングオフ制度は適用されません。業者の規約に沿った対応が求められ、一

雰囲気にもまれず しっかり確認して

結婚式の契約トラブル

高額なキャンセル料を請求されたり、申込金が返金されなかったりなど、全国的に消費生活セン

ターの契約と解約に悩む方が増えています。注文時に購入回数が表示されていれば、それに気付かなかったことを理由に解約するのは難しいでしょう。注文するときは、内容をよく確認しましょう。

困ったことがあれば最寄りの市町村や県の消費



生活センター・消費生活相談窓口にご相談ください。消費者ホットライン0188へ電話をかけると、最寄りの相談窓口をご案内します。

(県消費生活・男女共同参画プラザ)アイネス
097・534・099